

2010年5月31日

宇治市長

久保田 勇 様

宇治市職員労働組合

執行委員長 田中 実

## 2010年 夏季重点要求書

貴職におかれまして、日頃地方行政発展にむけて御奮闘されていることに敬意を表します。

厚生労働省の勤労統計調査によれば、09年の現金給与総額は前年比3.9%減と3年連続のマイナスとなり、減少幅は過去最大となっています。その一方、平成22年3月期決算では、製造業を中心とした大企業は経常利益を大幅に拡大し、増益に転じています。例えば、トヨタグループの場合、前期と比べて売り上げを1.6兆円減らしたのに、当期純利益は6千億円以上増やしました。このように、大手製造業が大幅な減収にもかかわらず利益を急回復させている最大の要因は、下請け単価の引き下げや人件費の削減など「コスト削減」です。これでは労働者・国民の暮らしは良くなるはずがなく、内需拡大による景気回復には全くつながりません。そもそも大企業は、この10年間で内部留保を倍加させるなどボロ儲けを続けてきました。今こそ大企業に社会的責任をはたさせ、労働者や社会に儲けを還元させることが重要であり、そのための役割を国や自治体が果たしていくことが求められています。

また、公務職場をめぐるっては、この間の国の総人件費削減路線のもとでの行革推進、「集中改革プラン」の押しつけ等によって、住民サービスそのものの低下がもたらされる状況となっています。これについては政府自身も「行政改革の押しつけが、その他のさまざまな政策と相重なって地方の破壊を作り出してきた」（枝野大臣 2月16日衆議院本会議）と答弁せざるをえなくなっており、行政改革押しつけでなく地方自治の本旨、「住民福祉の増進」の立場からの自治体行政推進が求められています。

昨年、人事院は2度の勧告をだしてまで公務員賃金の引き下げを強行しましたが、そのことが民間労働者の賃下げに連動し、結果として労働者全体の賃金引き下げをもたらしました。今年も政府・人事院は、5月1日から民間調査を開始していますが、すでに「失業率が高く、雇用情勢も厳しく民間ではベア見送りや定期昇給の抑制など厳しい状況」などと強調し、公務労働者への引き続く賃金削減・抑制攻撃の動きを強めています。こうしたマイナスの連鎖を断ち切り、労働者全体の賃金底上げ、雇用の改善、社会保障の充実等を図ることこそが、真の景気回復、地域経済の活性化につながるのではないのでしょうか。

私たち宇治市職労は、地域住民のいのちと暮らしを守る自治体労働者として、国民的課題に真正面から取り組み、住民一人ひとりが安心して暮らすことができ、地方自治が息づく地域と自治体づくりを目標に運動に取り組んでいます。職員の英知を結集し市民生活を守る仕事を進めるためにも、職員が健康で生き生きと誇りを持って公務に専念できる職場体制・労働条件が必要です。

以上の立場から、下記の通り夏季重点事項として要求します。当局として、市民の暮らしと職員生活を守る立場で充分検討され、誠意ある回答をされるよう求めるものです。

## 2010夏季重点要求書

### 1. 当局の基本姿勢について

- (1) 国・府からの不当な賃下げ・抑制指導に対して、地方自治の立場から毅然とした姿勢を示し労使自治を守ること。
- (2) 職員生活を守る立場から組合要求に誠実に対応し、実効ある措置を行うこと。

### 2. 基本賃金について

- (1) 2010年春闘要求項目の実現を図ること。
- (2) 均衡待遇の原則に立って、臨時・嘱託職員の夏季一時金を始めとする賃金、労働条件は正規職員に準じること。

### 3. 夏季一時金要求について

- (1) 夏季一時金については、2. 5月分プラス一律36,000円を支給すること。
- (2) 一時金の役職加算を廃止し、全職員最低10%加算とすること。最低でも4級加算については国基準にするとともに、1、2級について何らかの加算措置を行うこと。
- (3) 一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。
- (4) 一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。

### 4. 諸手当について

- (1) 矛盾だらけの国の級地区分に基づく地域手当について、生活圈や職員の生活実態を踏まえ当面の措置として直ちに支給率の復元をはかるとともに、京都市並みの支給率への改善を図ること。
- (2) 月60時間を越える時間外勤務については割増賃金率を50%以上とした労働基準法改正の趣旨を生かし、時間外勤務手当を休日・祝日・深夜を200%に、その他を150%とすること。

### 5. 夏季休暇を最低8日間確保すること。また、すべての職場で夏季休暇中の完全取得を保障する体制を確立すること。

### 6. 上半期の年次有給休暇の取得状況を踏まえ、実態に基づく必要な指導と対策を講じること。

### 7. この4月以降の月60時間を超える超勤の状況を踏まえ、当局及び当該所属長としてどう対応したのか、また当該職場への今後の対策について明らかにすること。

### 8. 派遣職員の職場・労働実態について把握し、問題点を明らかにすること。とりわけ、地方税機構について本部及び山城中部事務所について、派遣にあたっての確認踏まえ点検すること。山城中部事務所の休憩室の確保を早急に図ること。

### 9. 空調の改善要求については、度ある毎に要求をしてきた課題であり、抜本的改善及び全庁的対策を講じること。また、職場状況に応じて空調運転を開始すること。

10. 人事院及び京都府人事委員会に対し、下記事項について要請すること。
  - (1) 公務員労働者の賃金水準の改善及び民間水準を下回る初任給の改善を行うこと。
  - (2) 非常勤職員の賃金労働条件について、常勤職員との均衡待遇を実現し、臨時・非常勤職員の最低基準を設けること。
  - (3) 官民比較対象企業規模を100人以上にもどすこと。
  
11. 引き続き団塊世代の大量退職を迎える中で、現時点での再任用制度の課題と問題点を把握し、今後の方針を労使協議の上策定すること。